

概要版

# 廿日市市 こども計画



つながり みんなで育つ  
こどもまんなか はっかいち

【計画期間】令和8年～令和11年



計画書全体は  
こちら

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市  
はっかいち



## ● こども計画とは

「こども計画」とは、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律である「こども基本法」に基づき策定されるもので、廿日市市に暮らすこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会をつくるための計画です。

こども・若者のライフステージに応じて、心身の健やかな成長をサポートするための切れ目のない支援を行うとともに、就職や結婚・出産・育児など、希望するライフプランの実現を後押しするための支援に取り組みます。

## ● 策定の背景

今日のこどもと若者、子育てを取り巻く環境の変化は大きく、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立、社会環境や生活習慣の変化に伴う不登校やひきこもり、デジタル化の進展及びインターネット利用の低年齢化、ヤングケアラーなど、課題の多様化・複雑化が進んでいます。

こうした状況を受けて、国では令和5年に「こども家庭庁」を新設し、すべてのこどもの権利の擁護と将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して取組を進めています。

廿日市市においても、令和7年に「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実とこどもの健やかな成長を目指して取り組んでいましたが、さらに、こども・若者への支援を充実させていくため、こども・若者本人や支援を行う団体、子育て当事者など様々な立場からの意見を踏まえ、新たに「廿日市市こども計画」を策定しました。



## ● 計画の対象

本計画の対象については、妊娠期からおおむね30歳未満のすべてのこども・若者と子育て家庭及びこども・若者を取り巻く地域、関係団体、事業者等とします。

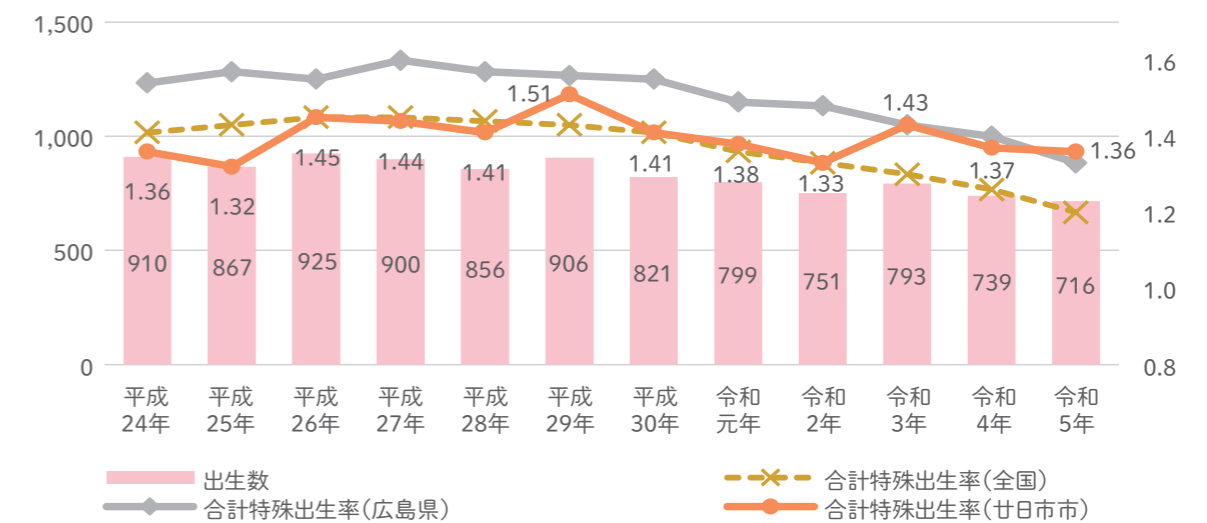
本計画では、「こども」を乳幼児期から思春期までを指す「0歳からおおむね18歳まで」とし、「若者」を青年期である「おおむね18歳以降からおおむね30歳未満」とします。

※高校生年代については、「こども」から「若者」への移行期であり、「こども」・「若者」のいずれにも該当する年代と捉えます。また、施策によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

## ● 廿日市市のこども・若者を取り巻く状況

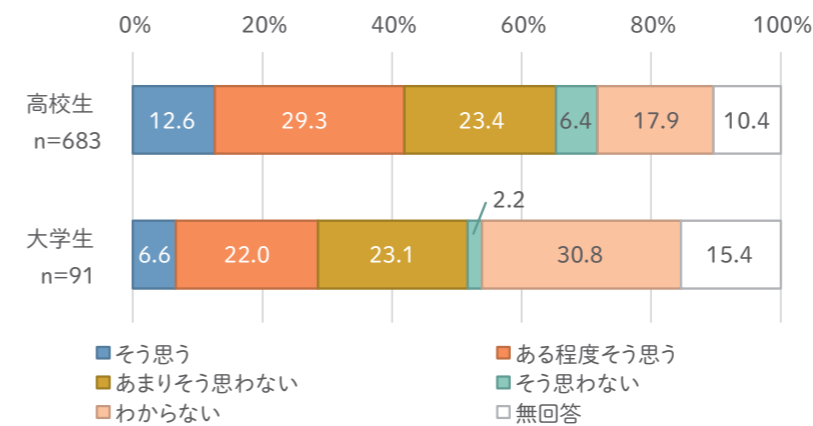
### 》》 合計特殊出生率の推移

平成29年の1.51から低下が続いていましたが、令和3年に上昇し、令和5年は1.36となっています。



### 》》 アンケートからみるこども・若者の状況

Q.【市がまちづくりを行うときに、こどもや若者の意見を取り入れていると思いますか。】



Q.【どのような場所があれば居場所になると思いますか。】

	小学生 n=938	中学生 n=862	高校生 n=683	大学生 n=91
いつでも行きたい時に行ける	71.6	64.5	59.3	48.4
好きなことをして自由に過ごせる	68.2	62.6	55.5	42.9
長い時間いられる	57.7	55.2	51.1	49.5
ありのままにいられたり本音を出せたりする	55.3	53.7	44.5	51.6
話の合う人や趣味の合う人に会える	41.2	39.9	36.6	30.8

## ● こども・若者ミーティングからの意見

本計画の策定にあたって、小学生～30歳未満の方から、まちづくりへのご意見をうかがいました。

小学生～中学生のみなさんにうかがいました！

### テーマ：普段の生活の中で「こうなってほしい」と思うこと

安心・安全に過ごせる場所がほしい

室内の遊び場を増やしたい

物を大切にしたり、  
場所をきれいに使いたい

見守りをしてくれる大人がいたり、設備を  
整えてほしい



高校生～30歳未満のみなさんにうかがいました！

### テーマ：将来のライフイベントを想像して、解決してほしいと思うこと

こどもの医療体制を充実させてほしい

結婚や住まいを考えるとお金が不安

仕事と育児が両立できるか不安  
仕事のことを相談できる場がほしい

自分で調べて  
制度を使う  
ことも大切



行政には色々な媒体で支援の情報を届けてほしい

地域で相談や情報共有ができたり、企業単位の支援もあってほしい

## ● 計画の基本的な考え方

### ≫ 将来像

本市では、令和6年2月に「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を行い、まち全体でこども・若者と子育て世代を見守り、応援し、安心感と温もりのあるまち、こどもたちが健やかに育つまちを目指すこととしています。これまで本市では、子育て家庭の負担軽減やこどもの健やかな育ちを支援するため様々な子育て支援の充実に取り組んできましたが、こども基本法の趣旨を踏まえて下記の通り将来像を掲げます。こどもの育ちを起点に、家庭・学校・地域・企業・行政などがつながり、それぞれの立場から関わり合い、その関わり合いを通じて、こどものみならず、保護者や周りの大人も学び・成長し、こどもの育ちを地域全体の喜びとして分かち合えるまちづくりを目指します。

【将来像】

つながり みんなで育つ  
こどもまんなか はつかいち

### ≫ 基本目標

将来像の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標① 教育・保育サービスを充実させる

基本目標② こども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する

基本目標③ みんなで子育てを支える

基本目標④ こども・若者の希望の実現を後押しする



### ≫ 重点施策

本市のこどもと若者、子育てをめぐる直近の課題について、重点的に取り組む施策を設定し、本計画期間中での達成に向けて積極的に推進します。

重点施策1

保育士等の  
人材確保・育成

重点施策2

こども・若者の  
居場所の充実

重点施策3

発達が気になる  
児童や医療的  
ケア児への支援

重点施策4

こども・若者の  
意見を反映した  
施策実施

# ● ライフステージに応じた制度・支援



	0～5歳	6～12歳	13～18歳	18～29歳
	乳幼児期	学童期(小学生)	思春期(中学生・高校生)	青年期
<b>情報提供・ 相談支援体制・ 保健サービス</b>	ネットでの定期面談、子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」、子育てアプリ「はつこ手帳(母子モ)」 子育て支援サイト「はついく」 はつかいちつながるネット「はつネット」			
	親子健康手帳の交付	乳幼児健康診査、5歳児健康診査(相談)		相談まるごとサポートデスク
	妊娠後期面談	小児予防接種		
	子育て世帯等訪問支援事業	産後ケア事業 育児相談、ペアレント・トレーニング 親子の絆づくりプログラム 「親の力」をまなびあう学習プログラム		
	産前産後サポートセンター 子育て支援センター			
		ショートステイ・トワイライトステイ		
		自殺対策や心の健康づくりに関する啓発、食育の推進、小児救急医療相談電話(#8000)、救急相談センター(#7119)		
		こども誰でも通園制度、一時預かり、保育園等 病児保育		
		ファミリーサポートセンター		
			子どもが主役の授業づくり、デジタル・シティズンシップ教育、ふるさと学習、キャリア教育	市内経済団体等と連携した仕事の育児の両立支援、ハローワークと連携した就職支援
<b>保育サービス・ 教育・若者活躍</b>		はつかいち架け橋カリキュラム	若者のチャレンジを応援するしくみづくり	
		自然体験活動(農業体験や宮島水族館のふれあいイベント等)の充実、スポーツ・文化芸術活動の充実、国際交流事業の推進		
		留守家庭児童会、放課後子ども教室		
		市民センター、図書館		
			子ども議会	こども・若者の審議会等への参画促進
<b>体験活動・居場所</b>		施策等に対して意見を表明する機会の確保		
		児童発達支援センター等と連携した相談・支援		
		特別児童扶養手当・障害児福祉手当		
		医療的ケア児に対する包括的な支援		
		外国人相談センター等による外国人住民への支援		
<b>意見表明</b>		子ども相談室		
		ひきこもり支援ステーション		
		家庭児童相談員等による児童虐待等の相談・支援		
		ひとり親家庭への支援(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療等)		
		ヤングケアラーへの相談・支援		
<b>配慮が必要な こども・若者への 支援</b>	(妊娠前)特定不妊治療費助成事業	赤ちゃんオムツプレゼント事業		
	妊婦のための支援給付			
		保育料の軽減(第1・2子半額・第3子無償) 保育料無償	給食費無償	
		児童手当、こども医療費助成制度		
		病児保育利用料無償		
<b>経済的支援</b>		自立支援医療(育成医療)制度		
		未熟児養育医療制度		
			奨学金貸付事業	
				起業支援



## ● 計画の数値目標

基本目標① 教育・保育サービスを充実させる			基本目標② 子ども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する		
指標名	現況値(R5)	目標値(R11)	指標名	現況値(R5)	目標値(R11)
支援制度により新規確保につながった保育士等の人数	0人	35人	民間留守家庭児童会設置数	3か所	7か所
待機児童数(10月1日時点)	19人	0人	安心できる場所が3つ以上ある子どもの割合	(令和7年度) 小学生 96.7% 中学生 96.8%	小学生 97.8% 中学生 98.0%
「自分の子ども(未就学児)が普通の生活や保育園等で、楽しく過ごしている」と思う市民の割合	(令和7年度) 94.6%	96.9%			
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小学生 85.3% 中学生 81.9%	小学生 90.5% 中学生 86.0%	保育園の入園希望がある医療的ケア児の受け入れ割合	0%	100%
基本目標③ みんなで子育てを支える			基本目標④ 子ども・若者の希望の実現を後押しする		
指標名	現況値(R5)	目標値(R11)	指標名	現況値(R7)	目標値(R11)
市内企業に勤める男性の育児休業取得率	48.6%	85%	子ども・若者が施策等に対して意見を表明する機会の回数	6回	10回
子どもの暮らしを見守る意識のある市民の割合	(令和7年度) 73.5%	85%	自分の将来について明るい希望を持っている市民(18歳～29歳)の割合	62.4%	72.4%

## ● 計画の推進体制

「子どもまんなか社会」の実現にあたっては、市民一人ひとりが子ども・若者を見守り、支えることが重要です。行政だけでなく、家庭や地域、企業等の社会が一体となって子ども・若者を育むという視点に立ち、本計画に掲げる施策を推進します。



家庭(保護者)の役割	子ども・若者の役割
家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、保護者同士や地域の人々となつなかりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たすことが必要です。	すべての子どもは、基本的な権利が守られ、心身ともに安心・安全に成長していく権利や意見を尊重される権利を有しています。直接自分に関係することだけでなく、様々なことについて自分の意見を表明し、社会に参加することが必要です。
地域の役割	児童福祉・教育関係事業者や学校
子育て中の保護者に対しては寄り添い、子ども・若者については温かく見守ることで、子育て世帯や子ども・若者が孤立しない地域をつくるのが重要です。	事業者や学校の特性を活かして子育て支援や教育活動に取り組むことが必要です。また、家庭との連携を持って子育てを行えるよう保護者への支援が求められます。
企業(事業主)の役割	行政の役割
働いている若者や子育て中の保護者が、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることができるよう、長時間労働の是正や育児と仕事の両立支援など、労働者自身の希望に応じた働き方ができる環境づくりに努めることが必要です。	子ども・若者の健やかな成長や子育て世帯の負担軽減に向けて、子ども・若者や保護者など当事者の意見を聴きながら、それぞれの家庭やライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、必要に応じて庁内関係部局や国・県、近隣市町などの関係部署及び地域・サービス事業者・事業主との連携を図り、支援の充実を図ります。